

「毎月11日は人権をたしかめる日です」

男女共同参画

ともに生きる社会 ともに参画する社会



普段の生活の中で出来ることを考えて
一歩を踏み出しましょう。

- ・ 家事や育児、介護は、夫婦や家族で協力して取り組みましょう。
- ・ 地域の様々な活動や集まりに参加しましょう。
- ・ ワーク・ライフ・バランスを実現させましょう。

《※2022年4月、「育児・介護休業法」が改正され、男性の産後休業が創設されています。》